

令和6年第5回4月

# つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和6年4月5日(金) 午後4時00分から午後4時32分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 36人中、32人出席
4. 出席委員名
  1. 松橋 正行 2. 古坂 光司 3. 高橋 敦樹 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也
  6. 杉野森由美子 7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則 10. 太田 善造 11. 三橋 衛
  12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 18. 秋田谷廣次
  19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣 22. 今 輝義 23. 鎌田 誠
  24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實 27. 長谷川秀樹 29. 藤本 正彦
  30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫 33. 工藤 宰 34. 横山 治彦
  35. 神 文敏 36. 浅見 春樹 計 32人
5. 欠席委員名 9. 田戸岡 誠 16. 菊池 昭二 17. 葛西 勝久 28. 小山内 壽 計4人

## 6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第 5号 専決処分の報告について

報告第 6号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第23号 農用地利用集積計画の決定について

議案第24号 農用地利用集積計画の決定について

議案第25号 競売買受適格者の証明について

第4 諸般の報告

## 7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 次長：村田龍治 係長：宮西正高 主事：吉田純也

主事：一戸想永 主事：坂本千怜 計6人

## 8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和6年第5回(4月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、ご多忙のところ総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

いよいよ農作業も忙しくなりますが、事故、怪我等には十分注意して作業して下さるようお願いいたします。

今日は、新年度に入りまして初めての総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中32名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には4番盛彰一委員、6番杉野森由美子委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第 5号 専決処分の報告について

報告第 6号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第23号 農用地利用集積計画の決定について

議案第24号 農用地利用集積計画の決定について

議案第25号 競売買受適格者の証明について

以上、報告3件、議案5件、計8件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第5号専決処分報告について」、「報告第6号令和6年度最適化活動の目標の設定等について」、「報告第7号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」、以上3件を事務局から報告させます。

#### 事務局報告（村田次長）

それでは、1ページをお開きください。報告第5号について説明致します。

つがる市農業委員会規則第7条の規定に基づき農業委員会事務局職員の任免について別紙のとおり専決処分したので報告する。令和6年4月5日提出、つがる市農業委員会会長。

処分理由は、令和6年3月31日及び令和6年4月1日付けで専決処分したので報告するものであります。2ページをお願い致します。

この度の人事異動により事務局職員が異動となりましたので報告致します。

まず、出向となる職員ですが、成田圭吾が経済部農林水産課水田農業対策係長として、對馬拓朗が、総務部デジタル推進室主事として、西巻壘斗が、教育委員会教育部教育総務課主事として出向となり、木村浩幸が、監査委員事務局専門員となります。

次に出向により任命となる職員ですが、事務局総括主幹兼農政係長に宮西正高、事務局主事に吉田純也、新採用の事務局主事に坂本千怜が事務局職員となり、私、村田が事務局内異動となりました。議案3ページの渋谷正彦ですが4月1日より会計年度任用職員となる予定でしたが、3月31日付けで退職となり、野呂由紀子が会計年度任用職員となりましたので議案の方、修正願います。

ここで、新任の職員より挨拶がございます。

（宮西係長、吉田主事、坂本主事、野呂会計年度任用職員の4名が挨拶する）

野呂会計年度任用職員は業務のため退席します。

それでは、議案の説明に戻ります。4ページをお開き願います。報告第6号について説明致します。令和6年度最適化活動の目標の設定等について。令和6年度最適化活動の目標を設定したので、報告します。令和6年4月5日提出、つがる市農業委員会会長。

報告理由ですが、「農業委員会による最適化活動の推進等について、農林水産省経営局長通知並びに農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、最適化活動の目標を設定したので報告するものであります。

内容については議案配布を事前に行っていることから、主な点だけ簡単に説明させていただきます。6ページをお開きください。令和6年度の「最適化活動の目標」です。

（1）農地の集積。①現状及び課題では、管内の農地面積14,300ha、これまでの集積面積が12,968haで、集積率は90.6%となっています。②目標ですが今年度末の集積面積12,985ha、集積率90.8%を目標とします。

（2）遊休農地の解消。①現状及び課題ですが、現状、1号遊休農地面積が12.7haとなっており、②目標として緑区分の遊休農地を1.2ha解消を目標としてございます。目標達成のため、委員の皆様には農地パトロールのご協力をお願いしたいと思います。

以上、簡単でございますが報告第6号の説明を終わります。

## 事務局報告（一戸主事）

それでは、8ページをお開きください。報告第7号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和6年4月5日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第7号は、8ページの番号71番から17ページの番号89番までの19件です。解約は田が19件で面積は202,919㎡、樹園地が1件で面積は721㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

## 議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

## 議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第21号農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」を議題と致します。説明を求めます。

## 事務局説明（一戸主事）

18ページをお開きください。議案第21号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」。農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり取消し願の提出があったので承認を求める。令和6年4月5日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は19ページの取消し願の写しのとおり1件です。19ページの案件は令和6年1月総会で農地法第3条の売買で許可されましたが、都合により取消し願を提出したものです。以上で説明を終わります。

## 議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

## 議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第21号の質疑を終結致します。これより、議案第21号を採決致します。おはかり致します。議案第21号は、原案のとおり許可処分の取消しを承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

## 議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり許可処分の取消しを承認することに決定致しました。

## 議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第22号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

それでは、21ページをお開きください。議案第22号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年4月5日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第22号は、21ページ番号88番から46ページ番号128番までの41件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が13件で、田が110,038㎡、畑が9,218㎡、「一般の売買」が1件で、田が5,816㎡、「贈与」が18件で、田が78,409㎡、畑が13,274㎡、樹園地が5,607㎡となっております。また、使用貸借権設定が6件で、田が181,211㎡、畑が18,134㎡、樹園地が4,785㎡、賃借権設定が3件で、田が182,056㎡、畑が121㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから14ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。次に、売買価格について説明致します。21ページ、88番の田と畑は総額120万円、89番の田は10a当り25万円、22ページ、90番の田は総額638円、10a当り約21万9千円、23ページ、91番の田は総額130万円、10a当り約23万8千円、92番の田は10a当り20万円、93番の畑は10a当り6万円、24ページ、94番の田は10a当り28万円、95番の田は総額45万円、10a当り約15万円、96番の田は10a当り5万円、25ページ、97番の田は総額258万円、10a当り約28万8千円、98番の田は総額300万円、10a当り30万円、25ページから26ページにかけての99番の田は総額625万5,200円、10a当り約33万4千円、26ページ、100番の田は総額350万円、10a当り約32万5千円、27ページ、101番の田は10a当り30万円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第22号の質疑を終結致します。これより、議案第22号を採決致します。おはかり致します。議案第22号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第23号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主事）

それでは47ページをお開きください。議案第23号について説明致します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年4月5日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第23号は、47ページ 番号166番から、75ページ 番号215番までです。内訳ですが、「農地中間管理機構を通しての賃貸借」で、田が6件、面積が合計65,150㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が28件、畑が2件、面積が合計359,936㎡です。次に、「新規の使用貸借」で、田が1件、畑が1件、面積が合計51,654㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が5件、畑が1件、面積が合計41,186㎡です。

次に、「再設定の使用貸借」で、畑が1件、面積が合計7,321㎡です。次に、「新規の賃貸借権の移転」で、田が6件、面積が合計126,824㎡です。議案第23号の合計としまして、田が46件、畑が5件、合計51件、面積が合計652,071㎡ですが、田と畑両方の賃貸借が1件ありますので、番号で数えると50件になります。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第23号の質疑を終結致します。これより、議案第23号を採決致します。おはかり致します。議案第23号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第24号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明

を求めます。

事務局説明（吉田主事）

それでは76ページをお開きください。議案第24号について説明致します。  
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年4月5日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第24号は、76ページから77ページ 番号927番です。議案第24号の内訳ですが、「新規の賃貸借」で、田が1件、面積が合計29,177㎡です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第24号の質疑を終結致します。これより、議案第24号を採決致します。おはかり致します。議案第24号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第25号競売買受適格者の証明について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、78ページをお開きください。議案第25号について説明致します。

「競売買受適格者の証明について」。農地法第3条の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。令和6年4月5日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は2月20日付けで青森地方裁判所が公告した競売への証明願です。入札期間は4月9日午前8時30分から4月16日午後5時までで、開札日時は4月18日

午前10時です。売却決定日時は5月15日午前9時50分となっております。番号1番、2番、3番の願出人は別添の農地法第3条調査書15ページにあるとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、当該土地の買受をするにあたり問題は無いものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第25号の質疑を終結致します。これより、議案第25号を採決致します。おはかり致します。議案第25号は、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

#### 事務局説明

##### 1. 次期総会日程（案）について（竹内事務局長）

- |        |                        |           |
|--------|------------------------|-----------|
| 1) 日 時 | 令和6年5月8日(水)            | 午後4時00分より |
| 場 所    | 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室 |           |
| 2) 日 時 | 令和6年6月4日(火)            | 午後2時00分より |
| 場 所    | 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室 |           |

##### 2. 事務連絡

- 1) 令和6年度 農業委員会新年度交流会について（村田次長）
- 2) 農政推進委員及び農業者年金加入推進部長について（村田次長）
- 3) 農地事務処理状況について（吉田主事）
- 4) つがる市農業委員会協力金収支報告（宮西係長）

議長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

(発言がなし)

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和6年第5回（4月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。